

政治状況と宗教

「国家神道」復活へ向け、政府・保守勢力の蠢動

——「靖国神社国家護持」というハード政策と、神社神道——

文化・習俗論というソフト政策の総仕上げへの動き——

広島部落解放研究所 宗教部会事務局長 小武 正 教

◎森首相「神の国」発言

◇ついに、「神道」が正体をあらわした

◇「神の国発言」その後 (1)

◇「神の国発言」その後 (2)

◎靖国神社の特殊法人化発言

◇靖国神社の特殊法人化発言

◇靖国神社特殊法人化発言、その後

◎政府・保守勢力の長期戦略

◇教育基本法の「改正」として、「日本の伝統と文化

の尊重」の強調の背後にあるもの

◇政府は政教分離を巡る「目的・効果基準」に照準を

さだめて

◎神道——文化・習俗論を撃つ草の根の運動

(町内会と神社)

◇町内会と神社をめぐる「自治会神社費拒否訴訟」

◇町内会と神社結びつくようになった歴史

◇神道は個人の自覚を問わない、「共同体」の宗教である。

(神楽と公教育)

◇「神楽」を「伝統文化」として公教育へ取り入れてきた問題

きた問題

◇神楽と公教育の問題

◇人権とは、国家からの自由とともに、結社（中間集団

——地域社会・会社等）からの自由でもある。

◎おわりに

◎資料(1)抗議文

◎資料(2)申し入れ書

◎森首相「神の国」発言

◇ついに、「神道」が正体をあらわした

森喜朗首相は五月一七日夜、神道政治連盟議員懇談会の会合であいさつをし、「日本は天皇を中心とした神の国である」と発言したと新聞は報じている。また「神社を大事にしているから当選させてもらえる」「命というものは端的に言えば、神様からいただいた」「鎮守の社やお宮さんを中心とした教育改革を進める」「神社中心に地域社会を栄えさせる」とも強調したと。(五月一六日毎日新聞)

森首相は神道議員連盟発足以来三〇年のメンバーだそうだが、「天皇を中心とした神の国」ということを伝えるために活動をしてきたと述べている。この発言自体は失言癖のある森総理の口が滑ったということであろうが、なぜ森総理がそういう失言をするかということは、見逃すことの出来ない状況である。一言で言えば、「神道」が国の側の政治課題として前面に出てくるところまで状況はすでに来ていると考えねばならない。

備後・靖国問題を考える念仏者の会(略称 靖国会)

では、五月一七日、森総理大臣に抗議文を送ると同時に、本願寺に抗議声明を発表するよう要請文を提出した。

(資料1)さすがに腰の重い本願寺もこの森発言に対しては、抗議文を五月一七日に発表している。

このことは昨年八月、庄原市人権センターにおいて、「広島県の公教育」を考えるということで行われた広島県議会の文教委員長・石橋良三県議の発言とも一貫するものである。

石橋曰く、「私は教育の指針をこれから神道に求めていこうと思う」「多くの宗教がある中で、まとめることができるのは神道である」「神道を日本人の指針にしなければならぬ」というものであった。

浄土真宗本願寺派の備後教区と安芸教区は石橋県議本人と、県議会議長、そして県知事に一〇月申し入れをし回答を求め催促もしているが、本人及び議会からの返事はいまだにない。(資料2)

そして今年四月二七日、再び石橋県議は庄原市田園文化センターで開かれた庄原市教育会議第六回設立準備会での講演でこういう意味の内容を述べている。

「前回、庄原で話した内容が本になり、今あちこちで出ています。しかし、この内容が一部の浄土真宗の方県会議員、教育委員などから『石橋の発言を撤回せよ』との要望がありました。わたしは四〇年間、広島県の公教育の崩壊を見てきました。マイナスをプラマイ〇まで

もっていこうと頑張ってきました。しかし、プラスにするための公教育の指針ができていません。

文部省は子どもに生きる力をつけることを大きなテーマとしています。しかし、これだけではダメです。『神ながらの道』の教育が必要です。しかし、わたくしがこれを言いましたら、これが神、神道教育ととられました。

日本人として、何千年の間、一つの道をもって日本民族はあゆんできました。世界に数ある民族の中で、天地自然の中にその敬虔な思いを見出し、生かされているという天地自然を受け入れる思いをもっているのは日本民族だけです。それを言葉にすれば、『神ながらの道』というのであります。

この発言は、「神ながらの道」としての神道を説明すればこうなるということでは何ら目新しいものではなく、ただそれをもう一度公的なものに位置づけようとするための発言であることは言うまでもない。ズバリ言えば身も蓋もないので、少し「自然を大切にする」等というオブラートにくるんでいるが、実質は「神道は宗教以上の日本人の国民道徳（この場合の道徳は宗教以上の位置づけ）である」としてきた戦前の「国家神道」そのままの内容であることはいうまでもない。

今回の森総理の「日本は神の国」という発言は、広島

県においてその先駆けを、石橋県議が先頭に立って露払いの役をやっているということが、いよいよ明確になったというべきであろう。

政府は、「神道」の宗教性を隠蔽し、「日本人のころ」「宗教はころの文化」というようにオブラートにくるみながらもついに打ち出す時がきたと考えているということが、森総理の発言の背景にある。失言癖のある現総理の時代錯誤的アナクロニズムなどこの発言を扱うと、状況を見誤ってしまう。

◇「神の国発言」その後 (1)

森首相の「神の国」という発言は、首相の「時代錯誤的発言」としてマスコミにも大きくとりあげられ、6月の衆議院選挙は「神の国選挙」などとも評された。衆議院選挙期間中、森首相は相次ぐ「国体」発言もあって、総理大臣来訪の応援演説の予定がキャンセルされるとか総理と一緒に写っている選挙ポスターを張り替えるというドタバタぶりが展開された。

問題は、首相の「神の国」発言に、「国民」がいかに「NO!」という意思表示を示したかである。確かに選挙は自民党など与党の議席減、民主党など野党の議席増になったが、選挙後に「神の国」発言で自民党が負けた

と論じた新聞はなかった。森首相の発言以前に「景気の低迷」のために自民党の敗北は既に語られていたのである。「神の国」発言は、何の変化ももたらさなかった」と言えば言い過ぎだろうか。

民主党などの野党にしても、自民党を攻撃する選挙用のかっこうの材料が手に入ったぐらいにしか思っていないことぐらいは、「国民」の誰の目にも見え見えであった。一時大きく取り上げたマスコミも、選挙が終われば、「水に流した」かのごとくとり上げようとしていない。

森首相の失言によってかいま見えた本音に対しての、危機感と問題意識の欠如がマスコミにも、そして「国民」にも充満していると言ってしまうまでもないのだが。

ただそんな中で、朝日新聞の大阪支局の記者が、「はたして日本は本当に神の国ではないといえるのか？」とあって、全国を取材し「神のいる国」として連載した記事は、眼を引いた。

「修学旅行で毎年伊勢神宮に行くことへの変更を求めたもいっこうに変わらない学校の姿」、「村の公立保育所が、『神楽を文化』として、神楽の発表に全員に参加を求める様子」、「町内会費に神社の氏子費が入っていることへ異議申し立てをして、『村八分』の目にあう」等々である。（この中で報告された二例は、備後・靖国

問題を考える会のメンバーの報告であり、会として課題としてきたものでもある）

この連載は、「神の国」はけっして、〇〇大社や〇〇神宮というような、大神社にあるのではなく、地域の神社・氏神様という中にこそ、私たちを縛っているものがあることを報告している。

その後、八月に中国新聞も学者などのインタビューで「神の国」を問うシリーズを載せているが、かなりパランスを配慮したものであったといわざるをえない。

われわれ民衆にとっては、首相の「神の国」発言は、政府や保守勢力が神道を利用しようとしている意図を見抜く絶好のチャンスだったが、その機を逸してしまったことは、まことに残念であったというほかない。

なぜ、「神の国」発言が「信教の自由」「政教分離」という意味で問題とならないのか？、それは、日常生活のレベルにおいて、問題がないのではなく、問題を問題と感しないほどに、「神」に縛られているからである。

◇「神の国発言」その後 (2)

では、「鎮守の杜やお宮さんを中心とした教育改革を進める」「神社を中心とした地域社会を栄えさせる」と

いう発言をした政府の側の動きはどうなったか。森首相は来年初めの通常国会を、「教育改革国会」として開会すると言ったということをもスコミは報じている。いよいよ教育基本法の「改正」に直接手をつけようというのである。手法は首相の諮問機関である教育改革審議会答申の内容を国民に問うという形で、前面には、必ず「教育の荒廃」と「日本人の伝統・文化の喪失」を打ち出してくるはずである。教育における国民管理の総仕上げはこの二つの露払いで確実に進められていく。

七月十六日の「神社新報」には神社本庁の中に、国の動きに呼応するように、「国会の『憲法調査会』の内容の分析や憲法改正の世論を喚起するための『憲法問題対策室』を発足する」という内容と同時に、「まつりを通して地域社会の連帯を深める教化策を強化するための活動を推進することが決議」とされている。

また同じ『神社新報』では、自由主義史観の高橋史郎明星大学教授の「荒廃の一途を辿っている青少年の心を癒すには、地域の教育力の拠点としての「いやしろ」・鎮守の杜を癒しの場として現代に蘇らせる必要がある」とし、「祭りを踊りや相撲があって心がいやされる」という講演を掲載している。高橋教授は、「社(やしろ)」は「いやしろ」で「癒す」という意味があり、その行事

が「祭り」「踊り」「相撲」などの行事であると。

使えるものは何でも使えということか、現代の流行「癒し」も国家の側にキッチリ取り込もうということである。

◎靖国神社の特殊法人化発言

◇靖国神社の特殊法人化発言

昨年(一九九九年)八月六日、野中広務内閣官房長官は、突如として「靖国神社の特殊法人化」の発言を行った。この発言は、今回の森発言とは違って、緻密に計算された観測気球としての発言である。

曰く、「首相や閣僚の公式参拝、また各国首脳も献花などが出来るようにするため」ということで、次の2点を実行しようというものであった。

- ① 靖国神社に祀られているA級戦犯を別の場所に分祀する。

- ② 靖国神社は宗教法人閣をはずし特殊法人として国家が管理する。

「衣の下に鎧」という言うのはまさにこのことである。一方では神道を「日本人のこころ」と持ち上げることと思えば、もう一方では政府の都合で、靖国神社を神社でなくして利用しようというのである。何という政治の傲慢であろうか。「宗教を文化」として扱うとは、「政府の

都合でその宗教の中に土足で踏み込んで、都合のいいようにいかようにでも変える」ということだということが、この野中発言に端的に顕われている。

本願寺教団をはじめ多くの宗教団体は今日まで靖国神社の国営化と、国営化への道筋をつけるための総理大臣の公式参拝に反対してきた。ただしその反対は、国家が戦争をするための施設として靖国神社を再び利用することへの反対なのであり、一宗教法人として靖国神社が存在することに反対するものではない。

すでに一九六九年から一九七五年にかけて計五回靖国神社国家護持法案が国会に提出された。そのとき、実は「靖国神社特殊法人化」は盛り込まれていた。しかし、特殊法人化するということは、「神道的儀礼」を行うことは出来なくなることであり、その時政府は結局法案成立を断念したという経緯をもっている。

また考えてみればもっともなことだが、靖国神社の宮司自身が靖国神社の特殊法人化に強く反対しているということは意外に知られていない事実なのである。いくら国営化されるといっても、神社が公民館と同じ位置づけとなり、「祝詞(のりと)」「一つあげられないことを推進する宗教者はどこにもいない。

政府にとって、靖国神社もひいては神道も、利用でき

るだけ利用する「道具」であり「都合よく利用するイデオロギー」にすぎないことを、野中発言はいみじくも暴露している。

今回の森総理は、「神様であれ、仏様であれ、天照大神あまてらすかみであれ、神武天皇、親鸞聖人さん、日蓮さんであれ、宗教は自分の心に宿る文化だ。それを大事にしよう」と、もっと教育の現場ではなぜ言えないのだろうか。神も仏も大事にしようとして学校でも社会でも家庭でも言うことが、日本国の精神論から言えば一番大事なことではないか」と述べたとも伝えられている。(朝日新聞五月一七日)

まさに宗教を一括りにして『文化』と位置づける、「宗教文化論」ともいうべき正体の背後にある意図を見抜かなくてはならない。「部落差別の原因を穢れ意識」としていく手法と同じものが「宗教は文化」「神道は日本人のこころ」という論調に隠されているのである。

◇靖国神社特殊法人化発言、その後

事態はこちらの側でも着々と進行しつつある。今年二〇〇〇年の八月十五日は、首相の「神の国発言」だけではなく、七月十九日に首相の靖国神社公式参拝に道を開くために、自民党の議員等で「靖国問題懇談会」(座長・野中広務幹事長)を作るということがあり、一挙に首

相の公式参拝となるのではないかと警戒した。

しかし、靖国推進側はそう単純ではなかった。首相が、アジア諸国の反発を畏れて参拝しない隙間をぬって、石原東京都知事が、「公人として参拝して何が悪い」といって都知事として初めて公式参拝を行ったのである。

石原都知事に対し、アジアなどの近隣諸国や市民団体から怒りの声があげられたことは言うまでもないが、問題はマスコミはそれほど批判の報道をしなかった。もちろん、石原都知事の公式参拝は、首相と都知事の連繫プレーというよりも、大向こう受けを狙った石原のスタンダードプレーというところであろうが。そしてマスコミだけでなく、国民も、「核開発は必要」「不法入国した」「三国人」による騒乱事件」などの挑発的暴言を繰り返す石原都知事に対しての批判は、他の政治家に比べて大変甘いことに気づく。いや、「南京大虐殺」や「従軍慰安婦問題」についての発言で、歴代の大臣が、辞任していったことと比べてみると雲泥の差がある。もちろん、自由主義史観の教科書が学校現場に入り込もうという、今の日本の右傾化があることはいままでもないが、それだけではない。

森首相の「神の国」発言で、「心地よさ」を感じる国民はまづいないが、石原都知事の「三国人発言」の暴言

には、どこまで操作されていないデータか疑わしいところがあるが、それにしても六割が賛同したということとはよくよく考えて見る必要がある。なぜ石原発言に多くの者が賛意を寄せたのか。ズバリ言うなら、単なる政治家石原に賛意を寄せたのではなく、「文化人」（とマスコミが取り上げる）石原が発言した言葉だからである。石原のスタンスの取り方は実にうまい。「自分はいつでも政治家を辞めて、作家に戻る」と公言して、他の「金まみれの政治家」とは違うというイメージをうまく作り出している。また、金まみれの他と同じ政治家になつてしまつた前大阪府知事の横山ノックや、パフォーマンスを演じられなかった前東京都知事青島幸夫とも異なり、保守化し排他的になつている民衆心理をうまく掴み煽ることに長けたデマゴグ石原に、見事にマスコミは乗せられている。

また、この夏政府が打ち出した、「一八歳になつての一年間ボランティア構想」は、「徴兵制」につながると思うにマスコミも批判したように、ボランティアを利用しようという意図が見え見えで、現在の段階では、まだ少し時期尚早という判断か、一端引っ込んだ形ではあるが、すぐに「ボランティア」も政府のコマの一つとして確実に登場してくることは間違いない。

自民党が来年の参議院選挙で、全国区においても、政党だけではなく個人に投票出来ることを認める「非拘束式名簿」の法案が検討されている。もし法案が通過すれば、石原慎太郎ほどではなくても、政府や自民党など、権力の意図をオブラートに包む役割をする「文化人」がゾロゾロと出てくるであろう。

なぜ、日本国民は、コテコテの政治家には騙されなくても、「文化人」「有名人」には騙されるのか。一言で言えば私たち民衆の側に、「文化」そのものの排他性、普遍性を問う訓練が全く出来ていないということである。私たちが「文化」と呼ぶものが、異文化との摩擦の中で、磨かれ問われていないというツケは今も変わっていない。

◎政府・保守勢力の長期戦略

◇教育基本法の「改正」として、「日本の伝統と文化の尊重」の強調の背後にあるもの。

現憲法と一体である「教育基本法」の改悪の動きもついに政治日程にのぼってきた。政府からすれば、国旗・国歌法を成立させた次のターゲットは教育基本法ということがはっきりしている。まさに森総理の発言がそうであるように、今日の青少年犯罪の原因を「歴史・伝統・愛国心・道徳教育などの欠如」とすり替えて、改悪を押し

しすすめようというものである。

すでに全国教育問題協議会で発表している教育基本法を「改正」しようという彼らの「教育基本法改正案」を見れば、何を削って何を取り込もうとしているのが知られてくる。

「改正案」には前文に、「国を愛し、国を守る国民の育成」を挿入。第一条の教育の目的には、「日本の伝統及び文化を尊重」と「感謝の念と奉仕の心を持ち」を入れる。そして、第九条の「宗教教育」には、「宗教心の涵養、宗教に関する知識、寛容の態度の形成及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを重視しなければならない」に変えるとしている。ここでいう「宗教心」とは「公」を重んじる中で「奉仕・感謝・謙虚・反省」などが強調されるものである。そして、その「宗教心」をどこから持ってくるのか、その中心が神道ということだ。

新しい教科書を作る会の高橋史郎副会長が、九七年三月、「神道は仏教とともに、わが国の伝統に根ざした宗教です。にもかかわらずいつまでも『神道指令』（※註）敗戦後、連合国軍総司令部が、日本軍国主義の中心的なイデオロギーだった国家神道を国家から分離して公的財政援助などの支援を禁じるために出した指令）に呪縛

され、神道のみをことさら国家から分離することは、国民生活を混乱に陥れることになる」と産経新聞に書いていることもピタッと符合してくるのである。

しかし、この教育基本法の「改正」も、今になって急に言い出されてきたものでないことこそ問題の根の深きなのである。すでに一九六〇年代の「国家公委委員会」の資料に次のようなものがある。

「現代の病とは何か、それは人間みずからの内側に潜む真実の声を耳を傾けず、真実の自己を失っているからである。これは広く宗教的な畏敬の念を持って育って行くような人間を育てていかななくてはならない。聖なる精神にすなおに従順に従って行くような精神を涵養していかなくてはならない。そのためには、自分の肉親や古里・祖国・同朋を愛する心を育成していき、天皇家に伝承されてきたような神事・礼儀・文化行事を民族の独自の文化の神髄とみとめていくようなころを育てなくてはならない」

(『世界の中のアジアと日本』佐々木龍次　：筆者) それ以降、学習指導要領の中に、こうした観点をいかに盛り込んでいくかが、文部省を中心になされてきたわけである。

例えば一例をあげれば、近年、小学校の社会科・生活

科の授業として、「地域の文化・伝統を大切にするとして「祭り」「神楽」が取り上げられるようになってきたのも、政府の側の長年の戦略の一貫である。

政府の側は、「靖国神社国家護持・公式参拝」、または靖国違憲訴訟というようなハードな面だけで「神道」を公的に位置づけ、利用しようとしてきたのではない。むしろ、それよりはるかに恐ろしいのは、私たち一人ひとりに、学校教育の中で、地域社会の中で、そういう政府の意図があることをも知らず、神道を、それも神道という宗教として意識するのではなく、地域の文化として受け入れてしまう土壌がそうとう出来てしまっていることである。つまり、神道が宗教と認識されないほど、文化・習俗として私たちに意識されるようになることが、政府のねらいとしてきたものである。

曰く、「公式参拝などは問題があるかもしれないが、地域の祭りという文化まで目くじらをたてなくてもいいではないか」。「まして奉仕とか感謝ということは今欠けている大切な心ではないか」という思いをまず社会意識として定着させようとしてきたわけである。そしてその意識を相当広めた中で、満を持して教育基本法「改正」と打ち出してきたのである。

四月二九日の「憲法改悪を許さない広島県民会議」で

の小田実さんの「憲法改悪をすすめるのは右翼的発言をしている連中ではない、『そうはいつでも現状ではしかたがない』という民主党、これが改憲の中心を担う」という言葉は傾聴しなければならない。それは教育基本法「改正」にもあてはまるのである。つまり、声高に復古主義を叫ぶ人間が改悪をすすめるのではなく、「文化や伝統ということなら神道的なものも公的に許容せざるをえない」という者が多数となったとき、それが実質、改悪を押し進める中心を担ってしまうという実態である。

◇政府は政教分離訴訟を巡る「目的・効果基準」に照準をさだめて。

憲法「改正」の中心は第九条とされているが、第九条と同じくターゲットにされているのが第二十条「信教の自由」と第八十九条の「政教分離原則」である。

政教分離をめぐる一九六六年の津地鎮祭訴訟から、自衛官合祀訴訟、箕面忠魂碑違憲訴訟、岩手靖国訴訟、愛媛玉串料訴訟、中曽根首相公式参拝違憲訴訟、「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟、その他にも地方で様々な政教分離訴訟が闘われてきたし、今も闘われている。

現在、すべての政教分離訴訟の判決はアメリカで判例理論とされている「目的・効果基準」を用いて出されて

いる。「目的」とは、その行為が「特定の宗教を広める」という意識をもって行ったかどうか」ということを問題とするものであり、「効果」とは、その行為によって、「特定宗教を援助・助長・促進し、他の宗教に圧迫・干渉を加える」という結果をもたらしたかどうかという点で判断するというわけである。

愛媛玉串料訴訟や岩手靖国訴訟のように「目的・効果基準」を厳しく判断することで、原告勝訴の判決もあるが、多くは「社会通念」に照らしあわせて、特に最高裁では、原告の敗訴の判決が出されたきた。「目的・効果基準」の適用の仕方が裁判官によって違うということもあるが、最もここでポイントとなるのは「社会通念」なる言葉である。裁判官は「社会通念に照らしあわせて、支出は社会儀礼の範囲を超えている」(愛媛玉串料訴訟)とか、「社会通念に照らしあわせて、宗教というよりも社会的慣習とみなす」(津地鎮祭違憲訴訟)というように、「社会通念」を基準に合憲・違憲の判断をしているのである。

これは逆に言えば、社会意識として、神道を限りなく宗教ではなく、文化として、習俗・社会儀礼として位置づけていけば、「社会通念」もかぎりなく、神道を文化・習俗として受け止めることになるということである。

社会通念という基準の線を移していきさえすれば、文化・伝統・習俗として、公的なものに神道とその内容を取り込むことが出来るということでもある。

◎神道Ⅱ文化・習俗論を撃つ草の根の運動

(町内会と神社)

◇町内会と神社をめぐる「自治会神社費拒否訴訟」

町内会と神社を巡って訴訟になることは大変まれである。一九九九年十二月、佐賀の地方裁判所に、「神社の崇敬者(氏子)団体ではない地域の自治会が、会員個人の宗教に関係なく、あるいは無視してその会費から神社関係費などを支出するのは、個人の『信教の自由』を侵し違憲だ」とする「自治会神社費拒否訴訟」が始まり、現在裁判が進行している。

かつて、町内会と神社に関しては、浜松で神社の再建費を巡って訴訟となり、和解がなされたということがある程度で自治会と氏子費をめぐる訴訟は前例がない。しかし同種の問題はないのではなく、全国のいたるところに今ある問題といっても過言ではない。靖念会の取り組みが十五年になるが、この種の問題が渦巻いている状況が情報として入ってくる。

ではなぜ今日まで訴訟にならなかったのか。靖念会に集うメンバーの何人もが、町内会と神社の繋がりの問題を問う行動を起こしている。中でも、備後護国神社と福山市の町内会との繋がりが(初穂料として町内会が一軒一〇〇円ずつ集める)など、裁判へという意見も起こったことがある。しかし、訴訟というまでにはいかなかった。一つには、国を相手の訴訟とは違って、訴える相手が、「町内会」という日常的に顔を合わせる相手であることが訴訟になりやすい最大の原因である。そして二つ目には、町内会の法的位置づけ(どこまで公的機関として認められるか)という問題から、勝訴という見込みが何処まで立つかという問題がネックとなってきたのである。

その意味で、今回の佐賀で起こされた裁判は、「町内会と神社費」の問題を巡っては初めてといつてよく、従ってその判決の持つ意味も大変大きい。私は、この問題が全国の隅々にある問題であることを思うとき、今まで国や県を相手にした政教分離訴訟に勝るとも劣らない影響力を持つと考えている。だからこそ、そのことを知っている神社側は、一神社が対応するというのではなく、神社本庁が力を入れて町内会の尻を叩いているということが、裁判が進む中で原告側から報告されているの

である。

訴訟にいたる経緯を少し年表的に追って、その問題の根の深さをみる。(今、原告の男性には、無言電話や様々な圧力がかかっている。したがって町名を敢えて記載せず、Aさんとする。)

*一九九一年夏にAさんは他県より佐賀のこの地域に引越し、地域の自治会に入会する。

*一九九二年自治会総会で、「天満神社の建物を自治会の財産にして、自治会を地域法人にするという提案が会長からあり、自治会が宗教法人の建物を財産にするのはおかしいんじゃないか」と発言、翌年まで結論が持ち越しとなる。

*一九九五年に「宗教関係費を含めた会費の徴収は信教の自由侵害」として、佐賀地方法務局人権擁護課に人権救済を申し立てる。自治会側は少し軟化の兆しをみせ、口頭で、「氏子費」等の控除を認める姿勢をしめし、和解寸前までになる。が、鳥栖市の弁護士が「了解条項」を作成したが、最後の段階になって自治会側が、宗教関係費を控除した会費徴収を認める条項の削除を渋り不成立となる。

*一九九六年四月、自治会費に含まれている神社費などの費用を控除した金額の会費納入の申し入れと、自治

会会計と氏子会計の分離を申し入れるが拒否される。

Aさんはやむなく、会費の納入を拒み、宗教関係費を除いた会費相当額を供託することにしたが、自治会側は会費を納入しない以上、「自主脱退」したとして、会員名簿にも登録せず。総会議案書など送付もストップ、一時は自治会を通じて配布される市の広報も配布されない事態がおきる。

*一九九六年九月に佐賀県弁護士会の人権擁護委員会に三項目の人権救済の申し立てをする。

①自治会の構成員確認とその権利の全面承認。

②自治会は宗教関係費を除いた会費納入を認めること。

③宗教関係費と自治会費の会計処理の分離。

*一九九九年一月に、県弁護士会は二年半に及ぶ関係者からの事情聴取を含む調査を終え、Aさんの申し立てをほぼ全面的に認めた勧告を自治会におくる。

*自治会は弁護士会の勧告を無視。しかし、Aさんは再三申し入れをつづけるが拒否される。

*一九九九年十二月に提訴に踏み切る。

原告のAさんが指摘している自治会費の中の宗教関係費目は四種で、書証として提出されている九六年度予算書の場合は次のようになっている。

①氏子社格割 六万一五〇〇円 内訳は「氏子費」五万八五〇〇円、「社格費」三〇〇〇円

②仏教婦人会費 二万円

③諸手当 六万円 内訳は伝統行事実行当番手当、割方給各三万円

④村行事費 一二万円

原告のAさんは、①は氏子がはらうべきもの、③④についても、天満神社の行事を伝統行事として、それを執行した神職と働いた人への手当と考えられるし、②も当然特定宗教の関係費であり削除の必要を訴えたのである。氏子の費用は、氏子が払うべきものであり、現在の「信教の自由」が完全に謳われた憲法下においては、神社の氏子と町内会や自治会の構成員は同一ではない以上、自治会費に氏子費などの項目があるのは当然問題となる。

しかし訴えられた自治会側の姿勢は、「気にいらなければ、出ていけ」ということで一貫している。そして訴訟での論点を、被告自治会側の準備書面で、天満神社の地域社会における「公共性」を強調するものである。自治会側の準備書面を引用してみる。

「(天満神社の)境内の主要部はゲートボール場となっている。よく手入れされていて、鳥栖市の大会の時は会場として使用される。余地部分のうち北東部には相撲場、

中央部に近くにシーソー二基がある。相撲場はお祭りの時の子ども相撲用に区費で作られ、シーソーもまた子どもたちのために区費で作られた。休日などは、他に広がりのある空間がないため、この境内は恰好のコミュニケーションション広場としての機能を果たしている。

このように天満神社は、神社というより地区の人々の公園化しており、演芸、スポーツ、盆踊り、子どもの遊び場などの共通の使用目的に供されることが多く、同神社固有の宗教的儀式が行われることは「まずない」

さらに、天満神社の祭礼についても、「農耕社会に根付いている『伝統的風俗や習慣』で、そこにあつまる人は、「特に神道に帰依しているというわけではなく、きわめて宗教色が薄い」と徹底して、地域社会における「公共性」と「文化」を強調する戦術である。

こうした神社の位置づけは、後の神社本庁のアンケートのコメントにもあるように「神社を地域の広場」として全国の神社の方針とピタッと一致したものであることは注目しなければならない。そして「神社の公共性、習俗性」を打ち出して、「宗教色を薄める」というやり方は、町内会と神社を巡って論議が沸騰しているところでは、まさに中心の問題の一つである。そして、このことこそが国家神道体制下で強調された、「神社非宗教

論（神道は宗教以上の国民道徳である）」の申し子であり、それを現代的にリニューアルして用いようとするものであることも、決して見逃してはならない点である。

再び被告の準備書面を引用してみる。

「被告の心情を土着的に表現すると、それら社寺仏閣は地域を守る氏神である」

「それら社寺仏閣が社寺名としては特定宗教を名乗るものであっても、その他の氏神として住民に受け入れられるときは、特定の宗教宗派を代表するものではなく、没個性的な地区住民の一人ひとりを分け隔てなく守る産土の神としての尊崇を受ける存在なのである」

「日本人の氏神に対する宗教観に基づく住民の心情は決して宗教心のみ根ざすものではなく、宗教・宗派を超えた、その地域に居住する者ひとりの素朴で純真な住民感情なのであるから、それは信教の自由の問題ではない」

「純朴」「住民感情」「心情」という言葉で、被告側の「宗教色」を隠す戦略は見え見えである。

原告のAさんの計算によれば、宗教関係費は月額五〇〇円の自治会費の中で二三円にあたる。金額の多寡でいえば、「わずか二三円」であるが、「自分が信仰していない宗教に強制的に協力させられる」ことは「苦痛でた

まらない、二三円」なのである。

今まで、神道と国や県をめぐって争われてきた政教分離訴訟は、金額でいえば決して多くはない。最高裁で原告勝訴となった愛媛玉串料訴訟でも、知事が出した玉串料は年一回五千円であった。「なぜわずかのお金を問題とするのか？」という声 that 現在も日本においては圧倒的多数であろう。

戦争中軍国少年であったという原告のAさんの言葉がこう語っている。

「戦争中、神である天皇陛下のために死ぬべきだ、と思わされてきた精神的支柱の一つが国家神道だと戦後になってわかりました。それ以後、国家神道、神社神道を信じたり、協力も一切したくないと思ってきました」と。

明治憲法下においては、「思想・良心の自由」や「信教の自由」は、完全には補償されておらず、「国民」は「神社は宗教以上の国民道徳である」とする国家神道を実践する義務が国から強制された。そのため、多くの思想弾圧・宗教弾圧が行われ、植民地支配や侵略戦争の遂行に大きな役割を果たしたわけである。

町内会と神社の関係を、金額の多寡の問題でなく、わたしたちの「内心の自由」の問題として考えることが出来るか。はたしてこの点での戦後処理はなされたのかど

うか問われている。

◇町内会と神社が結びつくようになった歴史

もともと神道という宗教は、個人の信仰の中味を問わない、共同体・地域社会の宗教である。したがって、常に支配イデオロギーに利用されてきたのが神道のいつわらざる姿でもあり、神道行事や神道文化が「民衆の純朴な心情を反映」というフレーズで語られることは、間違いであると言わざるをえない。

ただし、「国民」全員が一人の例外もなく氏子になることを強制されてきたのは、明治の国家神道体制からであることはいうまでもない。一八七二(明治四)年に「国民総氏子制度」がしかれ、日本国民を一人残らず国家神道の氏子にし、神棚の設置の強制や神社参拝の強制、また伊勢神宮のお札を受けることが義務づけられるなど、日本の侵略戦争の拡大とともに徹底されていった。

しかし、日本の敗戦により、一九四五年十二月に国家神道体制は解体され、それぞれの神社は一宗教法人となり、「国民総氏子」ということはなくなった。そして国家神道体制の復活を断つために、公共団体と宗教に関する厳しい規制がしかれた。

一九四六年十一月、町内会と神社の結びつきに対し、

『文部次官通牒』を通じて厳しい禁止令が出ている。

一、神社の寄付金、祭礼費等の募集や、神符等の頒布に町内会、部落会、隣組等よりの援助、又これらの機関を利用することは、昨年『国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件』の第一条第一項に反する。

二、市区、町、町内会、部落会等が種々の祝祭行事を行う場合は、如何なる場合でも、神社等の祭礼と厳密に分離し、誤解を生じないようにすること。なおその費用を神社等の名義によりて居住者に対して募集しないこと。

しかしこの通達は国民の上に徹底されたかといえは、そうではなかった。

一九九七年の『宗教年鑑』によれば、神社神道系の信徒統計には、約一億二百万人の氏子の数が記載されており、この数字は、神社の側で明らかに「国民総氏子制」を保持しているといえる。

この禁止令そのものはサンフランシスコ講話条約で失効となるが、その精神を受け継いだのが一九四七年に施行された現憲法である。すなわち直接には第二十条の「信教の自由」、並びに第八十九条の「政教分離」の原則である。

憲法がいかに、空洞化しているか、解釈改憲がなされているかは、政教分離の面においても危機的である。しかし、それは政治家の独断先行のみが、この状況を推進しているのではなく、それを問題視する人権感覚を私たち民衆が取り戻し得ていないということも見逃すことはできない。ただし政府の側から言えば、民衆が気づかないように上手にマインドコントロールしてきたとも言えるのであるが。

◇神道は個人の自覚を問わない、「共同体」の宗教である。

今、「あなたは（神道の）神様を信じていますか？」と聞けばどれ程の人が、「はい」と答えるだろうか。神社本庁が一九九六年からおこなった「神社に関する意識調査」の結果が『中外日報』（一九九七年二月四日）に掲載されている。その調査の中で、「神道を信仰している」と答えた人は三・八%であった。しかし、「神棚のある家」は五一・三%、「氏神さまに年に数回程度お参りしている人」は、七〇・四%、逆に「氏神さまにお参りしない」と答えた人は一六・四%しかない。

この結果を神社本庁の教学研究所はこう分析している。「（信仰が三・八%というのは）同種の調査から予想していた。個人的な面もあるが、基本的には神社神道は、

共同体での祭祀」であると。

この数字とコメントは、神社神道の姿をよくあらわしている。「私が神さまを信じるか信じないか」が問題なのではなく、「地域社会の一員として、神様の氏子として共同体の意志に従う」ことこそが、神社神道の本質なのである。「こころの内」では全く信じていなくても、地域社会の慣例・伝統という名の決定に従って神社の寄付をし、祭りの役をこなしていれば、問題になることはない。しかし一旦、その慣例に異議をとなえれば、「理屈なし」の排除（「村八分」）が待っている。地域社会に「同化」するか、「排除」されることを選ぶか、神道の行事はそれを一人ひとりにせまってくるものである。

福岡で中曽根靖国神社公式参拝訴訟を闘ってきた先輩僧侶の言葉を思い出す。「毎年五月は『博多どんたく』で山車（だし）が各町ごとに出る。毎年三百万人近くの人々が参加して、一大観光行事にもなっているが、元は祇園神社の祭りにすぎない。山車は各町ごとに出し、祭りとなるとみんな命がけで、とてもそれに反対できるものでない」という。中曽根訴訟を闘ってきた先輩にとって、国相手の訴訟より、町内会の山車の方が超えるハードルは高いのである。

規模の大小はあれ、これと同じようなことは、日本全

国無いところがないといっているわけではないではなからうか。そして、この先輩住職も反対を言わない限り、祇園神社の氏子として実質みなされているのである。「教えを信じているものはいない、しかし、みんな氏子である」という所にこそ、問題の本質がある。

また、先ほどの意識調査に対して神道時事問題研究会の世話人代表の宮司はこうコメントしている。

「日本人にとって神道は宗教というより、生活習俗。信仰しているという意識はなくても、生活そのものが神道なのである。だいいち自分が神道の信者であると自覚している人は殆どいない。(中略)従来の氏子依存型から脱皮して地域社会とのつながりの強化を図りつつ、『各家庭に神棚を』のスローガンを、掛け声運動だけではなく、鳥居の外に出て汗をかきながら主張することが必要である。また神社を地域の広場にするよう、地域社会に対し積極的にチャレンジしていかなくてはならない」

こうした「神社を地域の広場に」というような神社神道の戦略は、すでに三〇年以上前から取られてきたのである。それまでは、都市周辺部に新しく引越してきた人たちを、氏子として入れることのなかった神社側が、逆に地域ごと神社の氏子としていく方針がとられるよう

になる。高度経済成長の中で、都会に人口が集中し、従来型の氏子制度が通用しなくなった中で、神社本庁の方針転換であった。

（神楽と公教育）

◇「神楽」を「伝統文化」として公教育へ取り入れてきた問題

中国山地のある村の副住職をする靖念会の会員の一人が、一九九八年に「神楽と公教育」を巡って問題を提起し現在に至っている。副住職夫妻の取り組みを『中外日報』は次のように紹介している。

「神楽熱」の波紋

この村は何度か過疎率日本一になったこともある村であるが、石見「神楽」が盛んに演じられ、教育現場にも神楽熱は及んでいる。公立保育所では毎年発表会で年長組全員が神楽を演じ、中学校では文化祭で男子全員が神楽を演じることになっている。行政は「地域文化の継承」との名目で補助金を出し、地域の人々は郷土芸能による村起こしと受け止めている。この村の寺院で暮らす副住職夫妻の長男が二年前公立の保育所に通い始めた。寺から三百メートルほどで近く、当初何も問題がないように

思われた。だが発表会の神楽のことを知り夫妻は困惑した。

保育所で多く演じられているのは、酒呑童子しゅんどうじが退治される「大江山おおえやま」など、いわゆる勸善懲惡かんとんちやうあく（正義が悪としたものを退治する）のものばかりである。先生によれば、園児たちは一生懸命に練習を積み、発表会で一体感と達成感を満喫して卒園していくという。副住職夫妻は、長男がいずれ神楽の輪に加わらない訳にはいかなくなると思うと、二月の発表会が苦痛に思えてきた。

そこで夫妻は申し出た。「神楽を通して、子どもたちが勸善懲惡の考えを身につけるのは危険であること。氏神信仰に根ざす宗教を、教育現場に持ち込むのは問題があること。せめて、選択演技にしてほしい」。先生は困惑した顔で応えた。「地域の皆さんは、お孫さんやお子さんの活躍を楽しみにしておられます」「お寺さんも地域から浮き上がらない方がいいのではないでしょうか」。いずれも善意の思いだった。それならばと保護者会で提案したが、到底思いが通じそうにない雰囲気伝わってきた。反対に声を上げた副住職夫妻に対して、地域の圧力は大きかった。夫妻は三月月悩んだ末、長男の保育所を変えることにした。今は寺から二十四キロ離れた別の幼稚園に通わせている。こんなことになろうとは、

思ってもみなかったという。

当初夫妻は、長男を神楽に参加させるのも止むを得ないか、と思ったこともあった。が、声を挙げて話が進むほどに、問題の大きさに直面した。行政と住民が手を携えないとやっていけない過疎地では、地域活動に参加しないと、怠けもの・わがまま扱いされ、著しい批判を受ける。では皆が皆、神楽が心底好きかと言えば、必ずしもそうではない。また神楽が本当に村おこしになっているのか、と多くの人は疑問を持っている。要するに、村の政治的な力関係の中で皆が動いているにすぎない。その中で誰もが支配感や責任感を自覚しないまま、お互いがお互いを“公益”に貢献させていく。その上、肝心の子どもたちが演じている神楽の内容に、教育的な配慮は全くない状態だ。夫妻はまず地道に時間をかけて、この問題に取り組むことにした。

最近になって「よう分からんけど、むつかしい時代になつたなあ」という声も聞こえるようになってきた。今は皆が一概に、副住職夫妻の主張に反対しているわけでもない。中には「村の人権啓発になった」と、協力者も出てきた。せめて中学校の神楽は、選択可能なクラブ活動にしてみたい。夫妻は、今後人権の問題として、この件を提起していきたいという。

毎日幼稚園の送迎は往復で延べ百キロ近く、負担も大きい。それに長男から「僕も皆と同じ保育所に行きたい」と言われるのが辛い。だが長男の感じる寂しさや戸惑いを常に家族で受け止めて、この問題を乗り切っていきたいという。

夫妻は、「国や地域を自慢する子より、優れた人間性を持つ子を育てたいんです。文化の異なる人とも、人間的な素直な気持ちで接することができるような、おらかな優しさを持つ子になってほしいと思います」と語っている。

副住職夫妻の問題提起の後、保育所の神楽発表会が「神楽遊び」に切り替わり、全員参加はなくなった。しかしまだ中学校では、授業で神楽が教えられている。村の教育長は「教育の場で神楽を強制しているわけではない。しかし、現実には一学年が二十人を切るような状況で、全員が参加しないと神楽は成り立たない」（二〇〇〇年六月三〇日朝日新聞「神のいる国」中）と述べる状況への副住職夫妻の取り組みは続いている。

◇神楽と公教育の問題

神楽を公立保育所や公立小・中学校で行う問題点は整

理すると三つある。

一つには、神楽は神道という宗教に根ざす、宗教儀式であるということ。あえて伝統文化というなら、神道に根ざした神道的伝統文化といわなければならないこと。二つには、神楽を文化として扱っても、個人の思想・信条の自由は侵してはならないものであること。

三つには、神楽の持っている勧善懲悪という思想という点。

特に、近年の神楽熱は、神楽を神道行事ではなく、地域の伝統文化として切り離して位置づけ、公共性を持たせようとする傾向が顕著である。靖国会では、「神楽」とはいったいどのようなものなのか、講師を呼んで学習会を重ねた。

*神楽の起源

神楽の起源、起こりは『古事記』、その中でも「神代の巻」、「天岩戸（アマノイワト）」、「八岐大蛇（ヤマタノオロチ）」。さらには『日本書紀』に出てくる「天尊降臨（テンソンコウリン）」や「出雲の国譲り」、「八幡（ハチマン）」という応仁天皇を讃えたものや「塵輪（ジンリン）」という外国からの悪魔を払うものなど。

さらに『古語拾彙』というようなものの中にある神話から起こってきたというのが常識となっている。

「庭火炊く 天の岩戸の夜神楽は これぞ神楽のはじめなりけり」という歌は、神楽の初めを見事に伝えている。

*神楽の語源

なぜ「カグラ」というのかということでも最も有力とされているのは、「カミクラ（神の座）」ということから来たんだというもので、「カミクラ」が鼻につまって「カシクラ」になり、さらに「カシクラ」から「カグラ」になったというものである。

神座（カミの座）というのは、「ここに神さまがおられる」という意味で、「神楽がある所には、神さまがおられる」ということで、そこにおられる神さまを、お祭りしたり、慰めたりする行事が、神楽になっていった。

神楽にも、一番古い形の宮中で舞う、御神楽（ミカグラ）、それが里へ出てきて、大八車に御神輿を積んで、それで辻々で舞う里神楽になり、お金をもらって歩くという庶民化した神楽が出てくる。そして、劇化され大衆受けするような神楽になって、娯楽の要素が強くなっていくわけである。そこから、「神さまを喜ばず神楽」から「神さまもみんなも喜ぶ神楽」に、そして「みんなが喜ぶは神さまも喜ぶ神楽」へと、意識は変わっている。

*神楽が神道である証し

しかしいくら、「みんなが喜ぶは神さまも喜ぶ」となっても、神楽から神さまが切り離せないことは現在の神楽でも明らかである。舞の演目が様々あっても、すべてが「神迎え」「神降ろし」という舞から始まっていることである。そのために「穢れ」を払い清める舞をするわけで、その後、様々に劇化された舞が舞われるのである。

*神楽の広まり

神楽が広まっていったのは、地方地方の氏神信仰と結びついたということが大きい。地域共同体を括る神道という氏神信仰の中で、神楽が位置づけられ、神社の儀礼・行事となっていくわけである。

第二の問題は、例え神楽を文化的に取り扱ったとしても、それが強制されてはならないものであるという点である。「伝統文化」であるから、「嫌だ」と思う者にも強制されていいわけではない。意識的に強制していなくても、もし拒否しづらい状況が作られているなら、それは拒否する者を許さない、排他性・独善性・全体主義に他ならない。「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」の名の下に強制していくものと同じことである。その違いは、一方の強制する主体が国家であり、一方が地域社会というだけである。ただし、その地域社会の強制力を国家が

再び巧く利用しようとしていることは今まで述べてきたとおりである。

ここまで述べてくると、神樂がその内容として勸善懲惡の思想を表現しているというのは、たまたまではなく、必然的に供えている思想だということがいえよう。それは、一言でいうなら、文化は文化でも、支配者の文化、強者の文化、差別の文化に他ならない。

◎人権とは、国家からの自由とともに、結社（中間集団
 Ⅱ地域社会・会社等）からの自由である。

人権思想は、国家権力といえども個人の内面に立ち入ってはならないという、「国家からの自由」を保障したものであることは言をまたない。それが自由権のはじまりである。国家から丸裸の個人が侵されないためのバリアーとして憲法は存在する。

しかし、現実には国家と個人が直接向き合うというのではなく、家、地域社会、自治体、企業という国家と個人との中間に位置する中間集団がある。フランスなどでは「結社からの自由」ということが人権として大きな問題とされているが、今まで日本の人権思想ではこの中間集団の権力性はほとんど問題にされてこなかった。しかし、日常的には非常に大きな権力として中間集団は個々

に對して存在している。

この場合、中間集団が、国家の権力性の防衛になるときは、人権を守る上において大きな盾となるが、国家の権力性を直接個人に加えるという働きをすると、個人にとっては何重もの圧力と闘わなければならなくなる。日本の地域社会の機能がまさにそうであり、国家が手を出す前に、地域社会という中間権力が個々人を押さえこんでしまうようになっていく。

その時、錦の御旗として掲げられるのが「伝統文化」を守るということであり、目的は「地域の活性化」、そして手段は「神樂」であり「祭り」である。すべてが、個々の人権を奪い、主体性をうばっていく構造になっている。

◎おわりに

政府は日本の敗戦以来、いかに社会意識として「神道は文化である」と位置づけるかということに大変な精力をついやしてきたといっても過言ではない。そして一方では、いかに靖国神社特殊法人化のように、一人ひとりの生命を国家に差し出させるかということにも精力を注いできている。

政府・保守勢力の戦後の動きを見れば、政府の側は今

まさに第三期の総仕上げの時期と捉えているであろう。

第一期は、一九六〇年代終わりから一九七〇年代半ばにかけて、中央突破で靖国神社国家護持法案を成立させようとした時期。

第二期は、一九七〇年代半ばから、特に一九八五年の中曽根首相公式参拝に見られるように、公式参拝で、地ならしをしようとしてきた時期。

そして今、靖国神社特殊法人化発言と、靖国問題懇談会をつくって、靖国神社国家護持をターゲットに動きだしたのである。

この、それぞれの時期に一貫して、神道を「伝統文化」として位置づける政策を政府や保守勢力はとってきたのである。

政府や保守勢力が「伝統文化」を掲げる一番の背景には、個人の人権を踏みにじり、個人を国家に奪っていく凶暴な「靖国思想」が隠されている。かつて「国体護持」という名の下に、すべてが押しつぶされていった時を日本はもっている。いま又、戦後宮々とつちかかってきた「地域社会の活性化」「伝統文化」という名目で、すべてを押し込めようとしている。

それは今までバラバラに見えていたその二つの動きが、レンズの焦点が絞られるように、教育基本法「改正」、

靖国神社国家護持、さらには憲法「改正」に焦点を当て、一つのものとして姿をあらわそうとしている。

それを迎え撃つには、法律として現れたハード面を問うだけではなく、その土壌として、政府が、宗教とりわけ神道を「文化・歴史・習俗」として社会に位置づけてきた、私たちの「内なる意識」を問うことがとても重要であるといわざるをえない。文化や社会通念を政府の思うままに操られていたのでは勝負にならない。

(この文章をかくにあたって、『マスコミ市民―教科書問題⑩教育基本法改悪の動きと対抗・反撃の運動』。佐賀の「自治会神社費拒否訴訟」については、雑誌『世界』六月号の「自治会神社拒否訴訟」田中伸昌尚のルポ、『寺門興隆』七月号の「鳥栖自治会費訴訟」に詳しく報道されているものを参考にした。)

抗議文

内閣総理大臣 森喜朗様

2000年5月17日
赤土真宗本願寺派
備後・靖国問題を考える念仏者の会
代表 川上三郎

5月16日の新聞報道（毎日新聞）によれば、森総理大臣は、15日東京都内のホテルで開かれた神道政治問題議員懇談会の会合で挨拶し、「日本は天皇中心の神の国である」と述べたと報道されています。

また、「神社を大事にしているから、ちゃんと当選させてもらえる」「命というものは強制的に言えば、神様からいただいた」「鎮守の社やお宮さんを中心とした教育改革を進める」と強調したとも報道されています。

「天皇中心の」というこの発言は、明らかに国民主権という憲法の原則を大きく踏みにじるものであることはいうまでもありません。

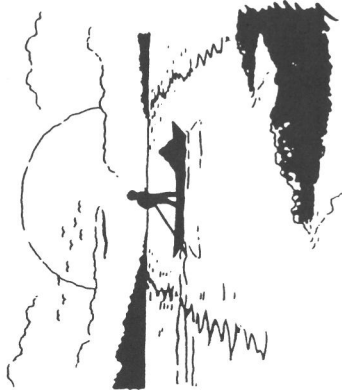
そして続く「神の国」であるという発言は、同じく憲法の「宗教の自由」「政教分離」の原則を侵すものであり、断じて放置できるものではありません。
「天皇中心の神の国」という発言は、大日本帝国憲法下で、「天皇を現人神（あらひとがみ）」とし、「日本は神の国であり、神道は宗教以上の国民道徳である」として、国民一人ひとりに神道を強制した、「国家神道体制」の時代の発言そのままであります。

また森総理は、「鎮守の社やお宮さんを中心とした教育改革をすすめる」とも述べたとされますが、「鎮守の社やお宮さん」は紛れもない神道という宗教であるということも深く認識して載くことを求めます。また森総理が神道の「情報面」のみ都合よく強調して、教育へ取り込もうとすることは、「神道は宗教以上の国民道徳」と位置づけたこと何ら代わりがないことを指摘させていただきます。

私たち宗教者にとって、一人ひとりの信仰が何にも侵されることがないという、「宗教の自由」とそれを保障する「政教分離」の憲法の条文が守られることは、自らの信仰を守ることに同じ意味を伴います。この二つを踏みにじることは、まさに総理がよく使われる「いのちの尊厳」を踏みにじることであります。

すみやかに、公の場で、発言を撤回し謝罪されることを求めます。

備後・靖国問題を考える会 東條陽
広島県三次市東河内町237 西善寺内



(資料 2)

広島県議会 議長
神山俊宏 様

年 月 日

〒720-0052 広島県東区
浄土真宗本願寺派備後教区
基幹運動推進委員会
会長 十 林 順 正



申し入れ書

新聞報道（「幸福人権新報」1999年9月8日号）によりますと、8月7日の庄原市人権センターで行われた「広島県の公教育を考える」という講演において、県議会議員・文教委員会委員長・石橋長三氏が、「ものごとの価値観を神道に求めなければならない」、「教育勅語と神道に教育の指針を求めなければならない」という趣旨の発言をされたことが報じられています。

また、当日の参加者からも、石橋長三氏が、「私は教育の指針をこれから神道に求めていこうと思う」「多くの宗教がある中で、まとめることが出来るのは神道である」「神道を日本人の指針にしなければならない」という趣旨の発言をされましたと聞いております。

もし発言が事実であるとするならば、「思想及び良心の自由」（憲法第十九条）並びに「信教の自由」（憲法第二十条）を大きく踏みこじる問題発言であり、私たちは宗教者として嚴重に抗議いたします。
また、「教育勅語」云々の発言は、敗戦の教訓の中より生まれられた現憲法・教育基本法を踏みにじるものであります。

石橋長三氏は現憲法に則って選出された、県民に責任を持つべき県議会議員であり、その中でも教育を担当される文教委員会委員長という要職にあり

その立場にあって、「教育勅語と神道を教育の指針にする」・「神道で宗教をとりまとめる」、など「公教育」の中心へ一宗教である「神道」をすすめる趣旨の発言を公開の場で述べられるということは、「公教育」への侵害であり、宗教（宗教団体）への冒涜であります。

貴職は県議会議長として県の文教行政に責任を持つ立場にあり、文教委員会委員長の発言にも責任を有しておられます。

つきましては以下のすみやかなるご対応とご返事を求めます。

- ① 上記に述べた、新聞と講演参加者の話しによる、「神道」と「教育」、そして「宗教」についての事実関係を調査されること。
- ② もし事実であるとするならば、ただちに撤回するべく、石橋氏を指導されること。
- ③ もし事実であるとするとするならばさらに、県議会議長として公教育においても憲法を遵守するよう、関係機関を指導されること。

以 上

S10月26日 県庁にて「県議会議長」「知事」に申し入れ。教育委員会委員長には「ご要望のこと」を手渡し、ご本人は連絡がつかなかったため後日お話しすること。